

岩見沢市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和5年6月30日 金曜日 午後4時00分から
午後4時35分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲一郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	志賀野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 32 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 33 番)

	委 員	森 一 男	(議席 3 4 番)
	委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 5 番)
	委 員	山 谷 康 雄	(議席 3 6 番)
4. 欠席委員	委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
	委 員	馬 場 広 之	(議席 2 6 番)
	委 員	小 倉 和 敏	(議席 3 0 番)
5. 事務局出席	事務局長	土 井 盛 慈	
	農地係長	森 田 佳 章	
	振興係主事	若 林 宗 洋	
6. 事務局欠席	振興係長	船 戸 崇 之	

佐々木代理
議 長

只今より、令和5年岩見沢市農業委員会第6回総会を、開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号12番山田委員、13番尾田委員
をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議
案7件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

5月29日から5月30日にかけて、管内選出国會議員要請活動に行っておりま
した。中身については総会終了後改めて説明したいと思います。

6月19日から30日にかけて、岩見沢市議会第2回定例会本会議がありました。

内容については後日発行される議会だよりを参照して頂きたいと思っておりますのでよろ
しくお願いします。

6月21日、北海道農業会議第95回総会がありました。前年度の決算と今年度の予
算について説明がありました。

6月22日、北海道農業者年金協議会総会がありました。当市の農業者年金の新規加
入者についての報告がありました。

以上で農業委員会の動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集
積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、事務局長。

土井局長。

土井局長
議 長
土井局長

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画
の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議を
いただき、集積計画を作成することをご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の上の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地保有合
理化事業による一時貸付で、賃貸借23番外2件の賃借権の設定です。次に、同ペー
ジ下の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借22番外3件賃貸借の設定です。次に、
5ページ別紙2の上の表に記載の所有権移転は、一般分で、所有権69番外1件の所有
権移転の設定です。次に、同ページ下の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸
借2番外1件の使用貸借の設定です。

以上につきまして、告示第102号で令和5年5月29日に告示したことをご報告
いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号照会不動産に係る回答についてを上程いたします。説明を求めま
す。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案6ページ、報告第3号照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げま
す。今回の件数は3件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。内容
は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項につ
いての照会であります。

まず、総会議案7ページ、照会番号1、文書番号日記第11号、照会年月日令和5年
5月16日です。まず、農地性ですが、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡
がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可の有無に

については、無いものと確認しております。建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の、第2種中高層住居専用地域となっております。

次に、総会議案9ページ、照会番号2、文書番号日記第14号、照会年月日令和5年5月23日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、昭和48年に住宅が建築されており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の、第1種中高層住居専用地域となっております。

次に、総会議案11ページ、照会番号3、文書番号日記第16号、照会年月日令和5年5月31日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限有りで、都市計画区域内の、第1種低層住居専用地域となっております。

議長

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくご意見申し上げます。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

若林主事
議長
若林主事

議長、振興係担当。

若林主事。

それでは、総会議案15ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案16ページ、別紙1の整理番号1番から4番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくご意見いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案17ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は2件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が1件、賃借権の設定が1件でございます。

総会議案18ページ、整理番号1番、に記載の譲渡人は、耕作困難なため、所有する農地を営農可能な法人に有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、営農を継続するものです。価格は、XXXXXXXXXXです。なお、申請地は6月9日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号2番に記載の貸主は、遠隔地で耕作不便なため所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、経営の安定を図るものです。価格は、XXXXXXXXXXです。なお、申請地は6月9日に宇井委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各

号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 8、議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、農地係長。

森田係長。

森田係長
議 長
森田係長

総会議案 19 ページ、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は 3 件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案 20 ページ、整理番号 1 番に記載の申請人は、現在保有している農業用倉庫が生産量に対して、稼働能力不足となったため、申請地を転用し、新たに農業用倉庫の建築及び、資材置場、堆雪場の造成を行うものです。申請地は、概ね 10 ha 以上規模の一団の農地区域内にある第 1 種農地で、整理番号 2 番の申請地は、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。本申請地は、6 月 12 日に周辺農地の利用状況等を含め、西村委員、柿崎委員、森委員にご確認いただいております。

次に、総会議案同ページ、整理番号 2 番に記載の申請人は、現在保有している農業用倉庫が生産量に対して、稼働能力不足となったため、申請地を転用し、新たに農業用倉庫の建築及び、資材置場、堆雪場の造成を行うものです。申請地は、農振農用地区域の農業用施設の用途が定められており、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。本申請地は、6 月 12 日に周辺農地の利用状況等を含め、坂野委員、近田委員、干場委員にご確認いただいております。

次に、総会議案同ページ、整理番号 3 番に記載の申請人は、現在所有する施設の格納スペースが手狭になったため、経営地に隣接する申請地を転用し、新たに農業用倉庫の建築及び、資材置場、堆雪場、通路の造成を行うものです。申請地は、農振農用地区域の農業用施設の用途が定められており、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。本申請地は、6 月 12 日に周辺農地の利用状況等を含め、西谷内委員、伊藤委員、川北委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 9、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、農地係長。

森田係長。

森田係長
議 長
森田係長

総会議案 22 ページ、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は 1 件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案 23 ページ、整理番号 1 番については、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を貸し付けるもので、借主は、申請地を借り受け、農業用倉庫の建築、資材置場・堆雪場・通路の造成を行うものです。申請地は、概ね 10 ha 以上規模の一団の農地区域内にある第 1 種農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されま

す。なお、申請地は、6月12日に周辺農地の利用状況等を含め、西村委員、柿崎委員、森委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程10、議案第6号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第2地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。

馬場委員長

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案26ページ、所有権71番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。馬場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第3地区の説明をお願いいたします。中林常任委員長。

中林委員長

第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案27ページ、所有権72番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。中林常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

干場委員長

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案28ページ、所有権73番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案29ページ、所有権74番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡して、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区の説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長

第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案30ページ、賃貸借29番の貸主は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案32ページから34ページ、所有権75番から77番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程11、議案第7号、現況証明についてを上程いたします。今月は、全地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

まず、岩見沢地区について説明をお願いいたします。西村担当委員。

西村委員

それでは、総会議案35ページ、議案第7号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。去る、6月12日に、柿崎委員、森委員とわたくし西村、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は3件です。

まず、総会議案36ページ、整理番号1番の申請地は、年月日不詳ですが、原野として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番、の申請地は、年月日不詳ですが、宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、一部には倉庫が建設され雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番の申請地は、年月日不詳ですが、畑として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接する農地と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。西村委員は自席にお戻りください。次に、北村地区について説明をお願いいたします。川北担当委員。

川北委員

それでは、北村地区の説明をいたします。去る、6月12日に、西谷内委員、伊藤委員とわたくし川北、事務局若林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の北村地区の調査件数は2件です。

まず、総会議案38ページ、整理番号4番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、砂利が敷かれ雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。川北委員は自席にお戻りください。

近田委員

い。次に、栗沢地区について説明をお願いいたします。近田担当委員。

それでは、栗沢地区の説明をいたします。去る、6月12日に、坂野委員、干場委員とわたくし近田、事務局伊藤主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は4件です。

まず、総会議案38ページ、整理番号6番、総会議案40ページ、整理番号7番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂しており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案40ページ、整理番号8番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、一部には倉庫が建設され資材置場となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号9番の申請地は、年月日不詳ですが、堆雪場として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂しており、農地性は認められないものと判定しております。

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。近田委員は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月7月の総会ですが、7月20日(木)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたしますが、来月は農業委員の改選月であり、第25期農業委員最初の総会であります。総会前に改選に係る諸準備等があり、招集時間が早まりますので、詳細は別途ご連絡いたします。

来月7月の現況証明願いの現地調査は、7月10日(月)午後1時30分からの実施の予定といたします。指名委員につきましては、1番杉村委員、3番宮崎委員、8番岩瀬委員、10番米内山委員、13番尾田委員、21番長井委員、28番中林委員、33番吉成委員、36番山谷委員となりますので、よろしくお願いいたします。なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。